

## 千葉市立青葉病院教育研修委員会設置要綱

### (目的)

第1条 千葉市立青葉病院における全職員を対象とした教育・研修の計画、実施並びに統括を行い、全職員の専門職としての資質向上を図るため、千葉市立青葉病院院内教育研修委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、職員の教育・研修に関する次に掲げる事項について、調査および審議並びに統括をする。

- (1) 新採用職員の就業時教育・研修に関すること。
- (2) 全職員を対象とする教育・研修プログラムに関すること。
- (3) 医療の質改善(生命倫理、臨床倫理、医療安全等)、業務改善(接遇、患者満足度、TQM等)等に関連する教育・研修の計画・実施に関すること。
- (4) オープンカンファレンスに関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、作業療法士、管理栄養士の職にあるもの及び事務長、医事室長、事務局により構成する。

- 2 委員長は院長が指名し、副委員長は委員長の指名に基づき、委員から選任する。

### (会議)

第4条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務局総務係において総理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、青葉病院での教育・研修の取り扱いについては、委員長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和3年6月2日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。